

生徒規則

I. 服装等

1. 制服

- ①上着は、本校指定のブレザーを着用する。
ブレザーの着用期間は、基本的に、11月から4月始業式までとする。
ブレザー着用期間において、登校後はブレザーを脱いでも構わないが、登下校時には必ず着用しなければいけない。
- ②シャツは、本校指定のシャツを着用する。
- ③男子は本校指定のスラックスを着用する。
女子は本校指定のスカート又はスラックスを着用する。
- ④カーディガン・ベストは、本校指定のものを着用する。
- ⑤男子は本校指定のネクタイ着用、女子は本校指定のリボンを着用してもよい。
*着用について
ブレザー着用期間以外は、寒暖にあわせて、制服(ブレザー、シャツ、カーディガン、ベスト)および本校指定のウインドブレーカーを、各自が組み合わせを判断して着用する。

2. 校章

- ①制服のエンブレムおよび刺繍を校章のかわりとする。

3. 防寒具の着用

- ①華美なものへの着用は認めない。校舎内での防寒具の着用は原則認めない。ただし、始業前と終礼後はこの限りではない。

4. 靴

- ①通学靴：通学には運動靴を用いることが望ましい。クロックス・下駄・ハイヒール・スリッパ等および下足ロッカーに入らない靴での通学は禁止する。
- ②校内ばき：校舎内では指定の上ばきを使用する。
- ③体育館シューズ：体育館では指定のシューズを使用する。

5. 頭髪

端正な髪型とし、脱色、染色、パーマメント等は禁止する。また、不必要にドライヤーやアイロンで髪の毛を痛める行為も禁止する。

6. 装身具

ピアス、ネックレス、指輪などのアクセサリ、化粧、華美なヘアバンド・バレッタ・まつエクなども含めて禁止する。

7. その他

一般に服装・所持品はすべて学校生活にふさわしいものとし、華美なものは禁止する。

II. 通学

1. 登校時刻

始業予鈴（普通 8 時 35 分）までに登校する。

2. 下校時刻

平日は午後 5 時までに下校すること。

3. 休業日の登校

下記の日は原則として登校を禁止する。

- (1) 日曜日 (2) 国の定める祝祭日 (3) 土曜日 (4) 12月29日～1月3日
(5) その他学校が特に指定した日

4. 自転車通学

自転車通学届を提出し、指定のステッカーを自転車につける。盗難等防止のため決められた場所に駐輪する。

5. 通学にあたっての諸注意

- (1) 交通法規を守り、安全に留意する。
(自転車2人乗り、並列走行、信号無視等をしない。) 道路交通法違反
(2) 徒歩の場合は2列より拡がらないよう留意する。

III. 出欠の取り扱い

1. 病気その他、やむを得ない理由により出席を欠く場合は、適宜の方法でホームルーム担任に連絡すること。
2. 父母その他家族に死去による御不幸があった場合には、その旨届け出て、つぎの日数内は忌引きすることができる。
1親等(父母) 5日、 2親等(祖父母、兄弟姉妹) 3日、
3親等(伯叔父母、甥姪など) 1日
3. 家族又は同居者中に、学校感染症が発生した場合は、登校を見合せその旨届け出ること。
4. 公欠については別に定める。

IV. 校内生活

1. 遅刻

遅刻した場合は、所定の場所で入室許可証を受け取った後、教室に入室する。

2. 外出・早退

始業時から放課後までの間の外出は認めない。外出の必要がある場合は、ホームルーム担任から外出・早退許可証を受け取って所持する。

3. 所持品

すべて記名する。また貴重品や多額の金銭は、できるだけ所持しないようにする。

4. 遺失物・紛失・盗難

校内で金品を無くしたり、拾ったりした場合は、ホームルーム担任又は係の先生に届ける。盗難にあったときは、ホームルーム担任及び生徒指導部の係に届けて、所定の用紙に必要事項を記入する。

5. 設備や備品の破損

誤って破損したときは、ホームルーム担任又は関係の先生に届け出る。原則として、実費弁償を求める。

6. 掲示等

必要があるときは、関係部に届け出ること。

※生徒会関係は行事活動部 生徒指導関係は生徒指導部

7. 施設・設備の利用

必要があるときは、借用願を関係の先生に提出して許可を得る。

8. 校内食堂

昼食は校内食堂を利用してもよい。

V. 校外生活

1. 外部諸団体への加盟・参加・出場等

校長の許可を得る。

2. 遊戯場等への立ち入り

高校生の入場が禁止されている飲食店や遊戯場（マージャン ・パチンコ等）に立ち入らないこと。

3. アルバイト

アルバイトは真に必要な事情がない限りすべきではない。やむを得ずアルバイトをする場合は、保護者の責任とし、学校には許可書などの用紙は存在しないので、発行できない。

4. 単車等（単車・原付を含む）

次の事項を厳守し、事故のないように充分注意する。

(1) 免許取得は7日以内に担任に届け出る。

(2) 禁止事項

①無届けの免許取得、単車運転。

②単車登校。（制服での乗車。遠足・部活動等校外での学校行事を含む）

③学校乗り付け。（帰宅後あるいは休日に私服で学校に乗ってくる）

④交通事故・違反。（もし起こってしまったときはすぐに担任に申し出る）

⑤免許取得のための怠学。（欠席・欠課等）

(3) 在校中の自動車の免許取得・運転は禁止する。（教習所へ通うことも禁止。）

5. 旅行

(1) 個人又は任意のグループによる宿泊を伴う旅行は（登山・スキー・学生村等を含む）原則として保護者又は責任者の付き添いが必要で、後者の場合は保護者の承認を得ておく。

(2) 学校計画による旅行・合宿は別の規定による。

(3) 鉄道割引券(学割)受領は、事前に余裕ある日数をとって担任の先生に申し出て、事務室で受取る。

VI その他

1. 異性との交際にあたっては、特に相互の人格の尊重や敬愛の精神が望まれ、あくまでも明朗で高校生としてふさわしいものでなくてはならない。

2. 飲酒・喫煙・薬物乱用・遊戯場等への立ち入り・交通法規違反等、法規に抵触する行為は厳禁する。

3. 校内外に関わらず、問題行為については、本校の懲戒規定により、特別指導の対象とする。

VII 諸 願 届

つぎにあげる願や届は、そのたびに速やかに提出しなければならない。

1. 異動に関するもの

退学願、転学願、休学願、復学願。

2. 出欠に関するもの

欠席届、忌引届、欠課届、早退届、遅刻届、公欠願。

3. 変更に関するもの

保護者変更届、住所変更届。

4. その他

借用願、旅行届等。

※願や届は保護者から学校長にあてるものとし、所定の様式どおり、捺印の上ホームルーム担任に提出すること。